

# 茨城大学図書館規則

昭和57年 2月 1日  
制 定

茨城大学附属図書館規則（昭和32年 4月 1日制定）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** 茨城大学図書館（以下「図書館」という。）は、図書館資料並びに学術情報の収集、整理及び保管に当たり、本学の教職員及び学生の利用に供することを目的とする。

（構成）

**第2条** 図書館には、本館のほか、工学部分館及び農学部分館を置く。

（館長）

**第3条** 図書館に館長を置く。

2 館長は、図書館を統括し、かつ、本館の管理運営を掌理する。

3 館長の選考に関しては、茨城大学図書館長選考規則の定めるところによる。

（分館長）

**第4条** 分館に分館長を置く。

2 分館長は、当該分館の管理運営を掌理する。

3 分館長の選考に関しては、工学部分館長選考規則及び農学部分館長選考規則の定めるところによる。

（運営委員会）

**第5条** 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、図書館運営委員会を置く。

2 図書館運営委員会に関する規則は、別に定める。

（図書委員会）

**第6条** 図書館資料等の選択及び運用その他必要な事項を審議するため、本館及び分館にそれぞれ図書委員会を置く。

2 図書委員会に関する規則は、別に定める。

（利用規則）

**第7条** 本館及び分館の利用に関する規則は、別に定める。

## 附 則

この規則は、昭和57年 2月 1日から施行し、昭和57年 1月22日から適用する。

## 附 則

この規則は、国立大学法人茨城大学設立に伴う茨城大学学内規則等の整備に関する規則（平成16年規則第19号）の施行の日（平成16年 6月24日）から施行し、平成16年 4月 1日から適用する。